

# 新構造改善加速化支援事業

「新ながさき農林業・農山村活性化計画」の振興方向に基づき、「収益性の向上に向けた生産・流通・販売対策強化」、「経営感覚に優れた次代の担い手の確保・育成」、「地域の活力と魅力にあふれる農山村づくり」を推進するため、農業者の経営規模拡大や高付加価値化等による農業所得向上、次代の担い手の確保育成、農山村地域を活性化するための活動に必要な施設機械の導入を支援します。

## 農業所得向上支援事業

認定農業者や集落営農法人の経営規模拡大や高付加価値化、経営の安定化等に必要となる施設等の整備を支援する。

### モデル型 補助率 1/3以内

(事業主体) 農業所得 1,000 万円以上が可能となる経営規模を目指す農業者

- (要件) ①事業実施内容・事業効果の公表を同意  
②雇用の増加(年間延べ250日以上増加)  
③新規就農者等の研修受入

(例示) 園芸ハウス、畜舎、等  
※農業用機械は支援対象外

### 認定農業者型 補助率 2/5以内 (農業用機械は1/3以内)

(事業主体) 認定農業者等の組織する3戸以上の団体等  
※認定農業者等には、認定新規就農者を含む

(リースの場合)  
市町、農業協同組合、森林組合、市町等が出資する団体

(例示) 共同生産管理施設(園芸ハウス 3,000 m<sup>2</sup>以上)、  
共同利用機械施設、農産物加工用機械施設等

※離島振興法の指定地域においては、受益戸数 2 戸以上で園芸ハウス(2,000 m<sup>2</sup>以上)の設置が可能

### 集落営農法人型 補助率 2/5以内

(事業主体) 3戸以上の農業者で構成された集落営農法人

- (要件) ①農地所有適格法人  
②集落の農業者の1/2以上で構成、又は集落の農地の1/2以上を営農利用、受託により集積する集落営農組織

(例示) 共同生産管理施設(園芸ハウス 1,000 m<sup>2</sup>以上)、  
共同利用機械施設等

## 地域活性化支援事業 補助率 1/3以内

地域住民による合意形成等を通じて、地域特産物の育成や農山村のコミュニティービジネス等により、自ら地域の活性化に取り組む活動に必要な施設等の整備を支援する。

(事業主体) 農林業者の組織する3戸以上の団体、市町、農業協同組合、森林組合、市町等が出資する団体

(例示) 農産物加工用機械施設、共同生産管理施設(園芸ハウス 3,000 m<sup>2</sup>以上、地産地消園芸ハウス 1,000 m<sup>2</sup>以上、人工ほだ場 1,000 m<sup>2</sup>以上)、共同利用機械施設、しいたけ林道整備等

※離島振興法の指定地域においては、受益戸数 2 戸以上で園芸ハウス(2,000 m<sup>2</sup>以上)の設置が可能

## 次代の担い手確保育成支援事業

意欲をもった農業後継者の経営発展に向けた取組や新規就農者の就農に必要な施設等の整備を支援する。

### 後継者型 補助率 2/5以内 (農業用機械は1/3以内)

(事業主体) 農業後継者、又は農業後継者で組織する団体(リースの場合)  
市町、農業協同組合、森林組合、市町等が出資する団体

- (要件) ①50歳未満  
②経営主との経営改善計画の共同申請  
③現状、当該農業経営に年間150日以上従事し、かつ農作業従事日数が年間60日以上

(例示) 生産管理施設(園芸ハウス1戸の場合は、1,000 m<sup>2</sup>、2戸以上の場合は2,000 m<sup>2</sup>以上)、農業用機械等

※1戸での実施の場合、農業用機械は支援対象外

### 受入団体型 補助率 1/2以内 (農業用機械は1/3以内)

(事業主体) 認定新規就農者、又は認定新規就農者の組織する団体(リースの場合)  
市町、農業協同組合、森林組合、市町等が出資する団体

- (要件) ①受入団体等登録制度を活用した就農者、又は就農予定者  
②農外及び県外からの農業参入者、又は親等と経営を異にする農家子弟

(例示) 生産管理施設(園芸ハウス1戸の場合は、1,000 m<sup>2</sup>、2戸以上の場合は2,000 m<sup>2</sup>以上)、農業用機械等

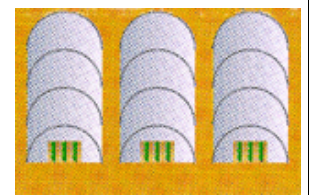
※1戸での実施の場合、農業用機械は支援対象外

## ふるさと振興基盤整備事業 補助率 1/2以内

農山村の活性化を図るため、経営力強化に向けた生産基盤整備を行い、また、農山村の生活利便性の向上及び定住促進等を図るためのインフラ整備を支援する。

(事業主体) 市町、農業協同組合、市町等が出資する団体、2戸以上の農業者等の組織する団体

(例示) 農地の区画整理、用排水施設、せまち直し、暗渠排水、防風施設、農道、ハウス移転費、進入路舗装等、農業集落道路、農業集落排水路、農業集落防災安全施設、市民農園整備、農村公園整備、駐車場整備、トイレ整備等



- ・国等の補助となる事業は、原則として補助対象となりません。
- ・事業実施にあたり市町が補助対象事業費の10分の1以上を助成する場合に補助を行います。
- ・1事業主体当たりの上限補助金額は、25,000千円(ただし、受益戸数が1戸の場合は10,000千円)です。
- ・1事業主体当たりの助成対象事業費の下限額は1,000千円です。
- ・農業用機械1台当たりの助成対象事業費の下限額は500千円です。

《 詳しくは、各振興局、各市町または長崎県農政課へ 》